



京之水

麟之卷

14  
3157  
54(1)



14  
3157  
54  
(1)

# 京之水



序

夫景慕古人祖述先王  
洋洋乎心醉君子之所崇也  
鑽仰晚近弊風玩索新奇  
如食甘蔗小人之所據也  
經曰非先王之法服不敢服

序

非先王之法言不敬道蓋  
采法乎典藉擇則於古  
言禮典有闕必索搜方策  
時禮有違則溯洄禮文以  
補之脫漏而後為得焉是  
先王之遺法而古今所依

因之正路也頃日秋里子  
考訂平安城舊圖暨大內  
裏圖且編纂京之水二卷  
以為二圖之釋解以附之  
于及可謂勤矣刻成問序  
於余之採而閱之則雖慕尔

小冊子哉亦足以助博古故  
聊書所以崇古以返々云  
寛政庚戌冬至之日

平安 大江資衡撰



京の多 鹿野之卷

平安城興基

洛下 秋里 舜福湘夕編



冬々穴夏皇の時ハ知ら人皇此肇 神武天皇天下小王たは  
速んぬ神代此蹤を鏡日向國宮造宮不都一終み。此時天下  
草昧して封域い備ご定らば東征の後初て都を大和國橿原宮に  
定りし後。爾後四門を闢た八方を朝す。畿内山代國乃造みは  
阿多根命が居終ひたり。諸社根元記曰山城國ハ日本の正中なり。母  
方大原を隱しつる地と我。又天文の夜板を考ふる當國は  
北極を考る年三十五夜半強かり 陸奥國津輕に於てハ北極を考る年四十一夜ハ  
九州肥後にてハ三十一夜ハ

日本正統圖曰山城國上官八郡南北百有餘里舊跡多有樂方種生百倍味  
 殊耳大上國なり云。是國ハ畿内五ヶ國の中におき北へ秀れては乃北原  
 國也。久代ハ山背も書きし。万葉集ハ山背木代也とあり。皇都ハ  
 遷し改めりふ事ハ上古に於てハ代々の帝庸をばし人皇十七代  
 繼體天皇ハ山城國筒城郡ハ遷都し移り。古き山背國ハおいて  
 皇居の首あり。又 聖武天皇の御宇。天平十二年十二月。山背國  
 相樂郡恭仁郷ハ遷都せらる。右大臣橘宿禰諸兄公を以  
 テ右城を造り。賀世山の西北道より。東をへて左京を。おを  
 右京と。移りし。續日本紀ハ是より。古に當國皇居の事二  
 而后星霜四十四年公經より延曆三年甲子五月五十代の帝

上壹

桓武天皇勅し移り。從三位藤原朝臣種繼左大臣佐伯宿禰今毛  
 人等ハ山城國ハ訓郡ハ見せしめ。都をうつし。移り。同年六月  
 宮城遠宮の調度ヲ諸國ハ令し。同月十一月。天子新宮ハ移り。舊跡  
 移り。まを長岡都と移り。洛西大原郡上羽村ハ内裏の遷都ハ後  
 是地ハ大内裏を造宮あり。敵を回らし。封境狭小。九重  
 九重ハ切く不足。故に同帝の御宇。延曆十二年ハ詔りて大納言  
 藤小黒磨。左大臣佐美等ハ是國の勝地を視せし。勅し移り。此  
 北郡縣をめぐりて。上奏し。曰。當邦字多村ハ地勢都都也。四神  
 相應。有德無疆の皇州あり。速に新都ハ闢らば。皇都ハ遠  
 一。久遠。是代不易の都なり。我申す。因是同年二月辛亥の日

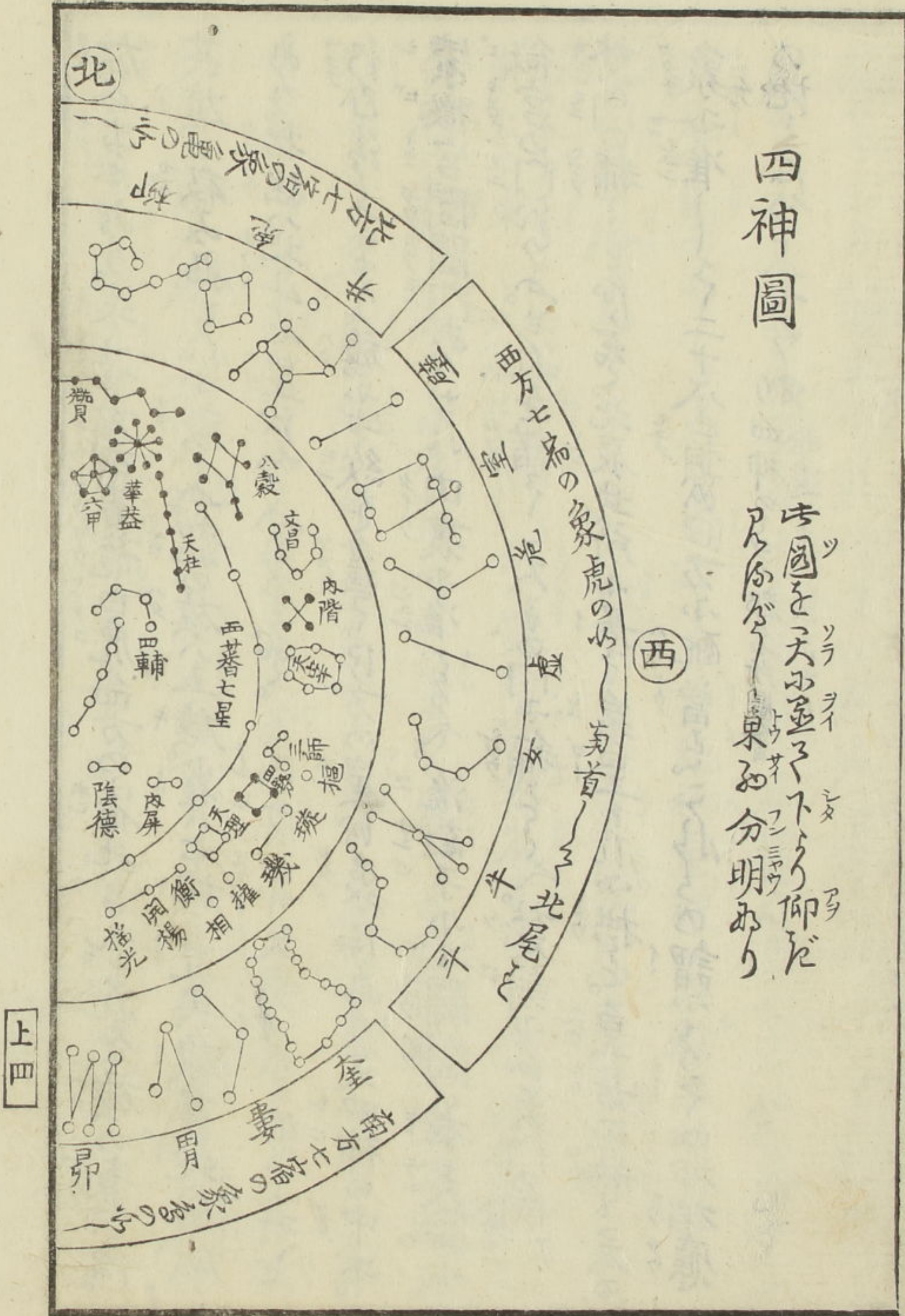
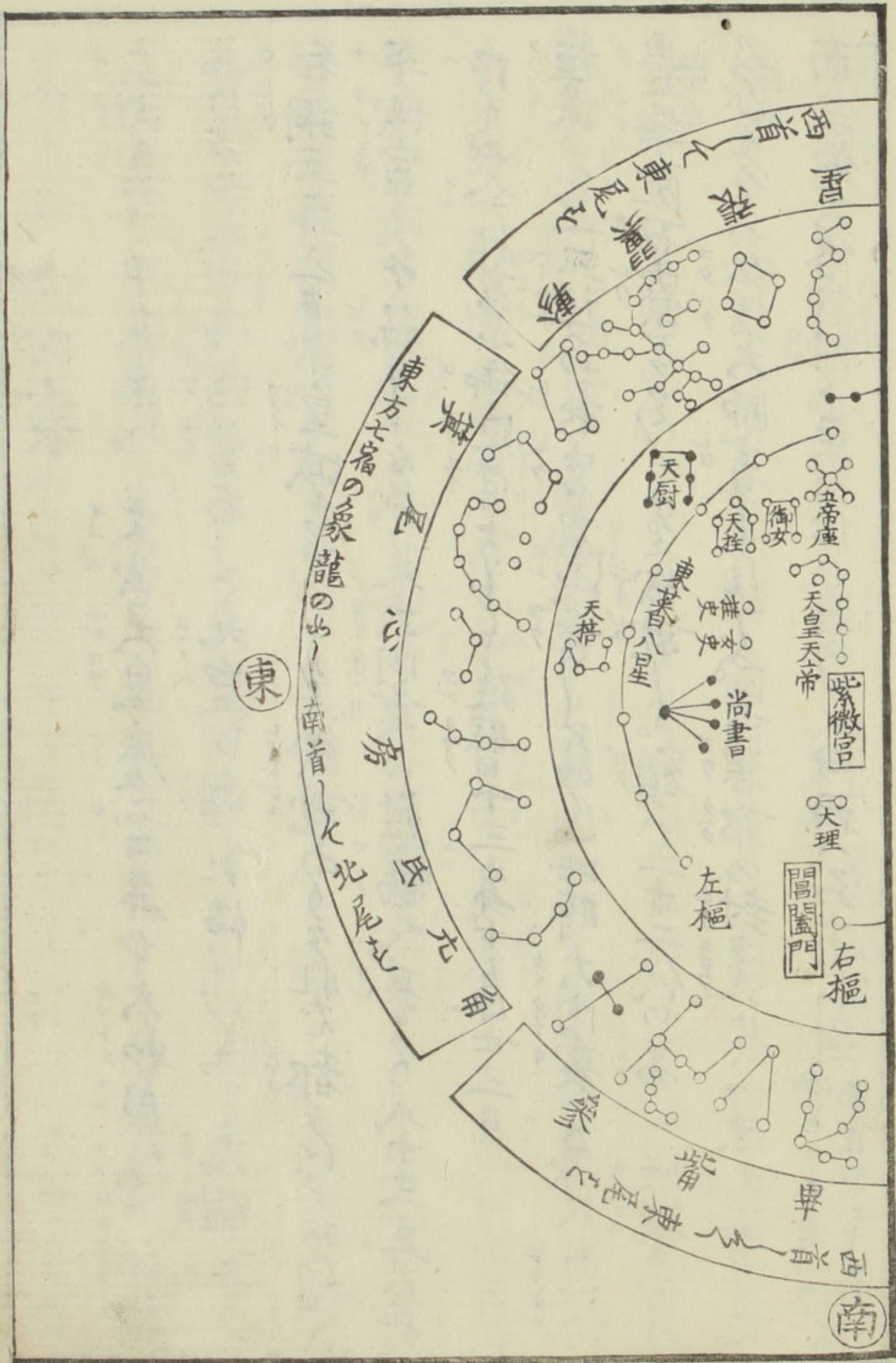
各議治部卿壹志王賀賀大神小遣一免遷都のりひは後  
 同トた二月己卯の日 天皇葛野郡宇多邑小の事ありて新京の  
 地理を敷覽一移ひ五位以上及び諸司主典一之役まき進免  
 新都の宮屋を造立一九重にちつきに方の洛域ハ墮を掘せ廢  
 興一絶つて後終鶴業以潤色一のみ同十三年十月詔ありて此國は  
 山河襟帶一自然と城をぬれ故山背の文を改められ都は平安城と  
 號せしむる中國史ハ云ふ又和をなした備一後一はのみやまの池ハ  
 一之畿内の中ハ上古より大和國ハ首小なりハ承和三年十月勅  
 ありて改められ山城國を六十餘州の冠首一のみ平平安の都ハ興基  
 有一なり今の御代ハ至一の一千有載を歴るも遷都ありハ中華小を

いま其例あり諒天津日嗣の位一たまひ一より五十鈴川北  
 かこれ之せ住の江此れの葉此散をば一皇邑の延長ありハ  
 延曆の帝結繩此政を一の天下ハ化成一加之代々の聖主  
 徳を踏仁を詠ト上古と風を同く一の群生を養育一のみ  
 四ツの海清平一の億兆の年ハ彌んをば一なる

**四神相應地之解**

蒼龍朱雀白虎玄武に神相應と云ふは四方ハ此れを以て  
 鬼神の象ありて思ふハ非あり本天の二十八宿を四割りて七宿ハ  
 四方ハ配一其星象より起る名ハ星の有所を時よりて東中あり  
 ありてあり此ハ拘らば角亢氐房心尾箕の七宿ハありてやう





四神圖

此圖を天宮に下り仰ぐ  
 凡のなる東を分明あり

上四



大内裏

大内裏と申奉ゆハ。文武天皇慶云年中大和國添上郡北  
西の方小初子所造宮あり九重に闢ははり。元明帝  
和銅三年二月小皇城を造りて成成就ありて此を都と云ふ  
平城宮とを稱す。是大内裏の盪觴也。其より八十三  
行す。今此京小御造宮あり。延暦十三年十月廿三日  
桓武天皇平安の新宮を遷す。是時大内裏及び八省院  
豊樂院百寮を遷す。成成就。額八十二代之事。嵯峨天皇  
及び多く弘法大師書し終ふ。其惣郭の封境北一條大路ありて  
南三條大路あり。東大宮通り。西八条大路通り。西に町小御造

上五

限。南北十町小経。東西八町小緯。大内山。大宮。百。五。玉。委。庭。紫。庭。  
雲井。形。や。み。水。大。内。の。名。あり。

新勅 白やの九をりて山岑ありて大内山といふやをりて  
續古 九をり大内山のいふやをりて山岑ありて大内山といふやをりて  
前太政大臣 中納言兼補

朱雀門 七間五戸 皇城南面中央の正門也。南の廣洛は朱雀通り。今千本  
南方洛中の封境に羅城門あり。名義は天宮の朱雀あり。象は鸞鳳

を。其れ南方の七篇に十二次を配するを此を鸞火の當り午の方を拾芥抄  
曰長安南面皇城門を朱雀門といふ。伴氏を造る。朱雀門の額ハ

大同二年弘法大師書ゆ。奉朝神仙傳曰大師入定の後小御道風  
此額を足す朱雀門に朱の字ありて後と知れり。忽其衣の裏に化人

來りて是弘法大師の使あり。能く額の文字を記し。此を記して

道風の首いささか踏多。道風驚く仰をみる。たや履の鼻書ハ  
入る其人又へどもあんなに傳人多

美福門 五間 皇城東面之門の中より、朱雀門の東あり。壬生氏  
より造ら。洛陽壬生通のちりて壬生御門ともいふ

皇嘉門 五間 皇城東面之門の中より、朱雀門の西あり。若大耳氏  
これを造ら。長安の壬生通の當。拾芥抄に雅樂寮御門と、之門とも書  
二條大浴の緯ふ。まのの額ハ弘法大師の筆蹟と著聞集ありたり

陽明門 五間 皇城東面之門の中より、近衛通 出火の當りたる近衛御  
門ともいふ。山氏を造ら

待賢門 五間 皇城東面之門の中より、中御門大浴 今の榎  
木町にありし中御門

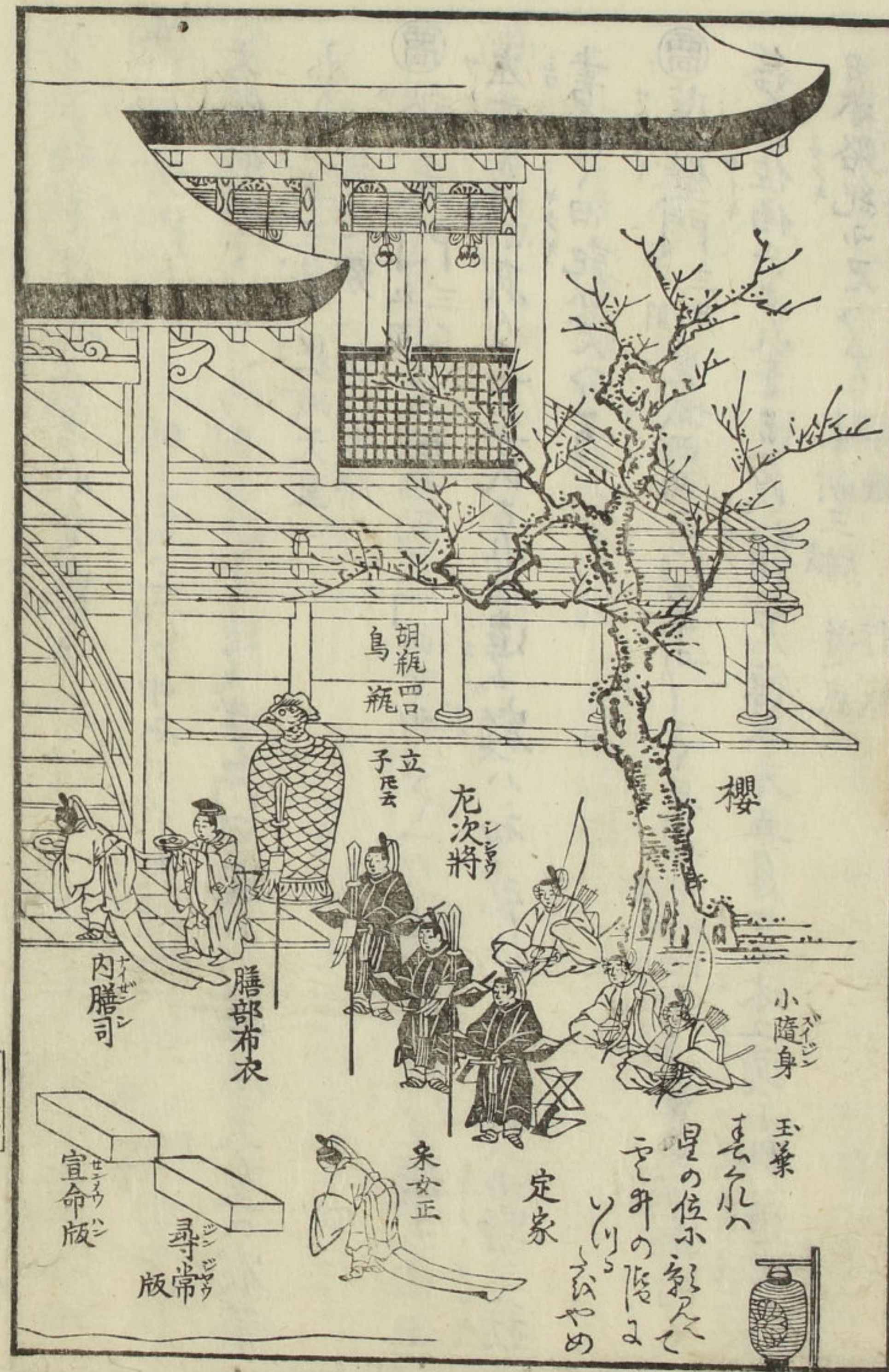
とも稱ど。建部氏を造ら

郁芳門 五間 皇城東面之門の中より、大炊御門通 今の竹  
大炊御門とも稱ど。的氏を造ら。此之門の額ハ 嵯峨天皇の宸筆

日本三筆 嵯峨天皇  
橘逸勢 弘法大師  
談天門 五間 皇城西面之門の中より、一名馬寮御門と稱ど。内小  
左右馬寮あり。壬生氏を造ら。額ハ初弘法大師。後小野美材

藻壁門 五間 皇城西面三門の中より、長安中御門のちりたる西中御門と  
稱ど。佐伯氏を造ら。額ハ天徳三年五月七日木下頭小野道風書

日本略紀の又つり 本朝三跡 道風 行成



○**殷富門** 五間 皇城西面三門の中より長安近衛の西近衛  
御門と称す。伴橋部氏を造る。額ハ小野美材書後

○**偉監門** 五間 皇城北面三門の中より中央に猪養氏を造る。若  
小一條大洛を緯く南ハ朱雀

額ハ橋逸勢書と。舊ハ玄武門といふ。

花山院の御佛道御入りし御落飾の時。密に門より出御し

たす。安倍晴明天文に觀す。此は養一と云ふ。雨後は門を閉じ

給は。俗に不明門といふ。

○**達智門** 五間 皇城北面三門の中より東の方。丹治比氏を造る。

額ハ同トシ逸勢書後

○**安嘉門** 五間 皇城北面三門の中より西の方。海犬養氏を造る。

一名兵庫寮御門と称す。右の方ハ兵庫寮あり。同トシ逸勢書後

○**四方合てまを皇城の十二門といふ** 都賦 曰 披三條之廣路立十二之通

門云所謂三條ハ一方ハ三條の **書** 上東門 ハ東面陽明門の北あり。土御門

大路あり。ちりちりちり **書** 上東門 ハ東面陽明門の北あり。土御門

と称す。上東門ハ左傳定公八年の篇に出る。杜註曰魚の東城の北門あり。又

文選冠籍十七首の詩曰步出上東門北望首陽岑註曰洛陽

の東門 **書** 上西門 ハ殷富門の北あり。西土御門と称す。

皇城の中央ハ北關 禁裏にあり。又鳳關 前ハ大政官。ハ省院豊樂院

あり。其外百寮の官舎 魏々として東の方ハ神祇官園韓神社廩

院雅樂寮侍從所。主計寮。民部省。式部省。主稅寮。中務省。陰陽

寮。宮内省。大炊寮。醫院。大膳職。前坊。左兵衛府。左近衛府。外記。結政

酒殿。弓場職。曹子。梨本。内教坊。至殿寮。縫殿寮。内藏寮。有り



○修明門 皇居南面建礼門の西あり。右馬陣と云ふ。又右廂僻仗門と云ふ。

○朔平門 皇居北面あり。縫殿陣と云ふ。又宮北面僻仗中門と云ふ。

文華秀麗曰 奉拜掖庭簡橋尚書

朔平門衛不敢入别有殊恩拜掖庭  
美女花簪傳芳命一言猶是粉骨情

野岑寺

○式乾門 皇居北面朔平門の西あり。一名西廂僻仗門と云ふ。

○建春門 皇居東面あり。左衛門陣と云ふ。一名宮東僻仗門又外記

門と云ふ

新撰朗詠曰 元日の宴公賜ふ

不醉爭辞温樹下建春門外雪埋春

善相公

○宣秋門 皇居西面あり。右衛門陣と云ふ。一名西面中門と云ふ。

宮城内門 皇居二重目の

○養明門 五間 紫宸殿の前庭あり。南面内門と云ふ。建禮門の扶桑略記

小曰應和元年小野道風殿上ふ於て承明門の額を書けり云 江家次第小曰

節會雨儀於養明門壇上奏樂 同曰元日節會養明門内東西掖東

西行各立七丈幄二宇下畧

○長樂門 養明門の東あり。左廂門と云ふ。江家次第曰元日節會長樂門

南面東掖第一間東柱下設外辨親王公御座

○永安門 養明門の西あり。右廂門と云ふ。江家次第曰佛名列立永安門壇下

○玄暉門 朔平門の内あり。宮北面僻仗内門と云ふ。

○安嘉門 玄暉門の東あり。拾芥抄及安喜門と書く。東廂門と云ふ。

徽安門 玄暉門の西なり。西廂門と云ふ

宣陽門 建春門の内なり。東面中央へ。左兵衛陣と云ふ

延政門 宣陽門の南なり。右廂門と云ふ

嘉陽門 宣陽門の北あり。左廂門と云ふ

陰明門 宣秋門の内なり。西面中央へ。右兵衛陣と云ふ。又西面内門も御殿

武德門 陰明門の南なり。左廂門と云ふ

遊義門 陰明門の北なり。右廂門と云ふ

殿舎 英皇居内門

紫宸殿 南面なり。承明門の内なり。拾芥抄曰俗不南殿と云ふ。九間四面。天曆御記曰遷都より已前に英皇居の地不秦川勝が住居と云ふ。紫宸殿の正也。

紫宸殿ハ宣政殿の北なり。唐書ハ見ゆ。江次第曰元日宴會身屋九間内。四面壁代帷養之。其外同書の所不。禁腋秘鈔曰紫宸殿中畧母屋の中。央不帷帳を中。中法い。おき。獅子古備犬法帳の内あり。り。出御おきの外ハ額万んを。おき。おき。おき。幼主の時を格子に下す。来のとみ此万ハ書戸もあつた。小通障子。賢聖の障子。公。外ハた。格子も。侍子も。賢聖障子。ハ南殿の内。た。八間。中華賢聖の画像。東に間。西に門。二間。諸葛亮。第五倫。三間。管子。何。四間。伊尹。仲山甫。西に門。一間。張良。第五倫。陣寔。班固。三間。桓榮。武。四間。賈誼。叔孫通。

○左近櫻々屋の障子の。南殿様と云ふ。法隆様と云ふ。歷代編。

年集成曰菊後松ハ舊梅也。桓武天皇遷都の時時々植りあり。  
禁秘抄曰貞觀の頃小松樹枯根をさぐり絶つ萌出を坂上龍守勅を  
うけりしにさきん枝葉再び然らずあり

續千載  
南殿の根をさぐり極傳時  
大内の花北なるに傳りしん

○右近橋同ト記階下あり。編年集成曰此樹を原  
橋大支と稱す。又小一條尤大支記曰橋本之公泰保國ありと云  
乃ふありと稱す。又小一條尤大支記曰橋本之公泰保國ありと云  
延文百首  
はるききみんりの右もをつれぬるは橋と云らん。まを、後平家後

○日華門 南殿の南大を東向門と云。春興、宜陽、兩殿の  
前あり。左近陣と云  
江次第曰元日節會宣命

使經宜陽殿壇著版祿所設日華門内南腋云陣座の式西宮記

○月華門 門所西の方あり。安福校書江次第曰年号改元日大臣奏陣定申  
兩殿の間あり右近陣と云

○仁壽殿 九間 南殿の北あり 仁壽殿東庭相撲召合式  
四面 江次第弟小及人下  
為仲集 仁壽殿北松の木ありきれぬ瓜  
古くありといひ鳴らんわく、後入あまふとつらりしをきき貫之

○兼香殿 九間 仁壽殿の北あり  
四面 延喜十八年兼香殿の事存凡の事  
家集 梅の花をくちくち移りしものこころはなをみえり也 貫之

○常寧殿 九間 兼香殿の北あり 延長六年十月女房常寧殿の事  
四面 延長六年十月女房常寧殿の事  
玉葉 延長六年十月女房常寧殿の事  
常寧殿の北あり 御画殿  
在此殿

○貞觀殿 常寧殿の北あり  
已上五殿起于南行于北皆卯酉建之



○春興殿 九間 日華門の南あり。江次第曰元日節會兩儀大夫若侍從

列兼明門東西廊内第三間立標侍從座設春興安福兩殿庇云

同書曰七日節會若雨戈東從春興殿西庇北行云禁腋秘鈔曰馬

侍後のとれあつて馬ははかくしふ事無殿の乾れむははるをたうふ

○宜陽殿 九間 日華門の北あり。江次第曰元日節會左近陣座南庭中央

東西行曳班幔二條云

枕草子 ちやうてん乃一のふかひつゝふまをさへ中ねをさきひつゝ

綾綺殿 九間 宜陽殿の北あり

貞觀の時時綾綺殿のまふ梅の木ありそあのかしふ  
まのりて枝のせみちんてたうそをて下界  
古今 ちやうてん乃一のふかひつゝふまをさへ中ねをさきひつゝ  
おろしえひつれて木のまはつらふかあそをて杖のちりぬえり 後系勝臣

○温明殿 七間 綾綺殿の北あり。内侍所 拾芥鈔曰云温明殿河海抄曰

毎の 山宗神天皇内侍所同殿を遷れ給ひて温明殿七間を造りて

出まひへ。又白河院御記内侍所北神鏡飛出きて天お上りんかか

女官衣の袖は金とぬりてあまのついでにらり女官古護もさへりふ

保氏紅葉賀

温明殿のつらふたをさきひつゝふまをさへ中ねをさきひつゝ

○麗景殿 七間 綾綺殿の北あり

家集 ねのまのい殿の女侍の法儀ありをに

○宣耀殿 七間 麗景殿の北あり

せえりて殿の女侍の法儀あり

伊勢

宣耀殿

已上六殿起于東南行北東皆于午建之

○安福殿七間二面自善門の南あり。藥殿江次第曰在安福殿之内侍醫藥生等候有費食

同書曰元日節會立胡瓶二口安福殿東庇同書曰重陽宴文臺立安福殿

東壇上

○校書殿七間二面自善門の北あり。弓場ユバト後藏人所。下侍。校書所。孔雀

間。右近陣みかき殿の内あり

拾遺 延喜の時時八月十五夜に藏人所のまのこも存ありけり

○清涼殿拾芥鈔曰云中殿又云御殿七間四面紫清兩殿圖別勅曰七間四面ハ御手水間御湯殿禁秘御鈔曰同後入との御号ありと云上御号教戸藤堂無之時七間四面也禁腋秘鈔曰清涼殿を常ふりてを清涼殿あり中殿

ともあり。仁孝後御殿志山らしむるゆあり。清涼のやとひを

うけとあり。はぬく四帖五少は帖へ。二方の中は河よまは後並は四のすま  
たれ。四尺几丁之本二方の中のあり。下は二尺の几丁へ。  
清帳の帷をたき。うへに几丁清帳のうへ。さら北方小す。へて  
多門。内にうきんの清帳二帖を。一は清帳の前乃志を。九右は獅子  
狛犬あり。中畧二二間。お玉物の机を。北の机は樂器を。さうへに  
琵琶表上 其より。水の方お笛のて。二次房に。和琴。お玉は。其前  
清帳の南乃。間に大床子。之御は。かうら。の帖。て。中。か。うら  
圍座。一枚を。お玉。清帳。と。南の。より。は。こ。は。な。す。た。る。の。大  
床子。小。清。厨子。二。御。を。南の。うへ。へ。日記の。清。厨子。あり。  
二御。を。き。り。の。間。は。母。屋。の。ま。に。四。季。の。清。厨。風。あり。

その中ふとせんの園座あり云

後涼殿を

延喜音

和漢朗詠 西樓月夜花間曲中殿燈殘竹裏音

文時

後涼殿ハ常此宸居ニ晝御座夜御殿朝餉間あり二間とも此ハ御講の時佛像を置せし所ニ鬼間といふ也白澤王の鬼ハ斬る

画あり其の戸菊の戸もさかありし也黒戸ハ此殿より北へハ廊あり

荒海障子昆明池障子布障子六字障子の綱代此墨画ありさしハ

後涼殿の弘廂あり上御壺禰臺盤所殿上間渡殿御装物所石

灰壇下侍長橋ハ此殿より紫宸殿へ通る廊あり吳竹臺ハ

吳竹漢竹臺ハ漢竹ハ植えし東の庭に御溝水の出所あり此ハ

龍口ハ後涼の名これより出御溝水ハ大内の名あり後涼水ハ

盃をうけ曲水の御宴とあり一新

新續古今

定家

著聞集曰此林の戸此なる布障子ハ此殿の障子ハ名實とも長足

長水と書し其水ハ一字流のあり後以書し清少納言ハ枕詞子

此障子の布も尺人多り一糸院以往ハ半尺と云

延喜音

おき満まる後代ののめめや書やあそ風も書せ阿海のかこ 雅經

禁秘御鈔曰石灰壇四季御屏風三尺南第一間母屋御簾下以東為面

禁秘御鈔曰此御屏風内有陪勝圓座又燈樓障子皆唐繪本文也

あり一の字此中のほたははありぬこをかかふもあそとたつていふもあは

ともひひうハ火おうそ料理をせしむ

同鉢ヨレ表のおくハ張帳ヒの御座ゴサの如く一人志儀をきつ四のまふ焼

るわりかいともいふふまよく尺人多り席帳のこつ二つの方ふり

みかたより座の御座も同一席いふはふまよくそらふまよく下

志のびさうんと尺三尺斗ノぬくほうまきり古老の傳おあり

長曆御記お尺入り中畧夜のおとハふむのおとこつみ拵ハおひみ

むとつみ左右の弓場ハひんとひぬ

禁祕御鉢オミ鬼間ニ間格子也。南南間常不上有覆簾卷之其内

鬼繪梯形者小障子際交挂有之

禁祕御鉢日其室へんおとこつ間あり。お子お飯のとは一尺ふまめんの帖ハ

一々おく此より右障子のおんに法いしをす所。圓白おくをす所

たりハ法いしのでんよちぬらふ。元三おとハとけしハと幾小上膳

は支面は儀也。南二尺ふおちるはしをす人ハとこしは中ハ大人

つ御ハいしハたいハんのハつらハにハ法ハおハぬハをハすハ人ハふハとハこハしハはハ中ハハハ大人

拵ぬらふ上のおし幸棧の次おはすの法はしをす所其次おは

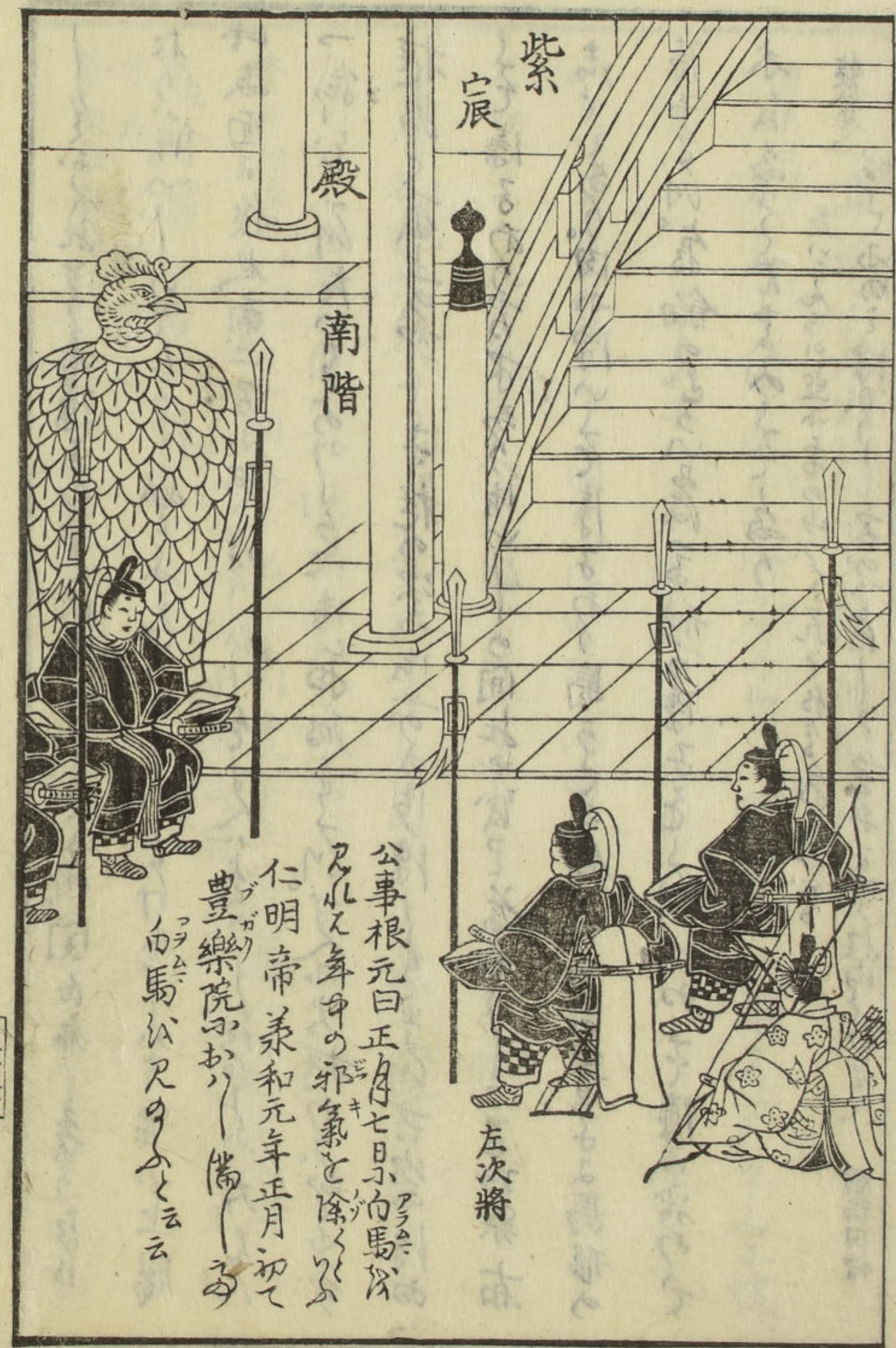
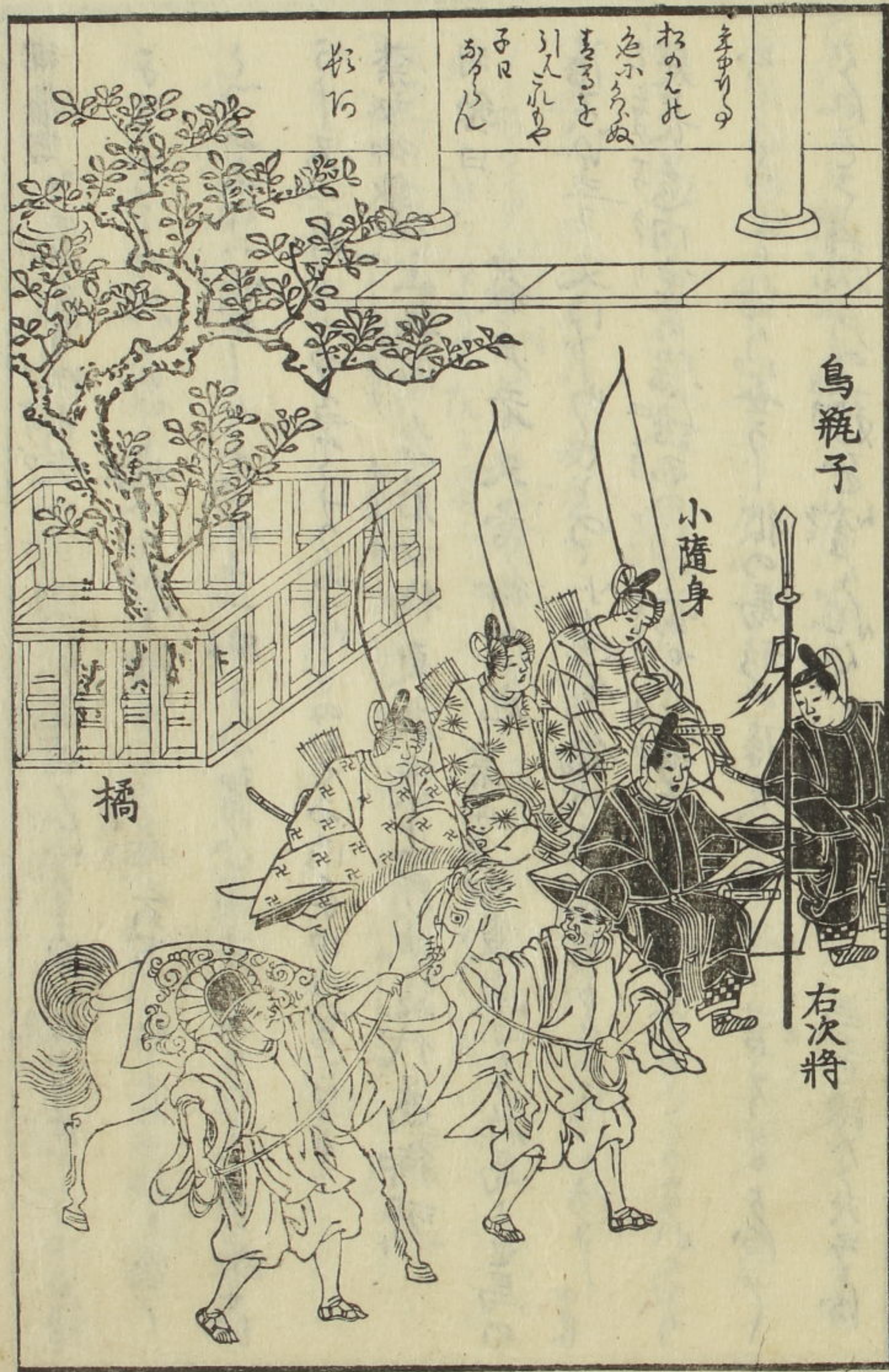
しそ障子ありおちあり法いしの間此で法はしをす所二尺お架布

おとこあり。内おはししそ障子あり馬うてお飾る。事の筆子は馬形の

障子お川。お餉おふいおぬる形の障子をす所はわしそ障子おわて

木はまきくたをみくそあり

後登  
たいん下の壺お香の山つとんま作をぬらふ  
おこおのこはのりしおのつたしお井お山とありん 周防内侍



同鈔曰 その小北窓は水の間の一間ありて小北窓に相あり其なり小北窓  
子中不すの祿はかく相ありて物とを室六七ののこめ祿はかく  
とすの支面二帖ありて大床子一脚之小北窓の圓座常のゆ。其の厨子に  
うゝろ小北窓一のゆありて大床子の小北窓の中の管ありて

禁秘御鈔曰 上御弓者后女御更衣奏上所也近代為御所

同鈔曰 款戸者又常御所也 著聞集曰 渡殿小北窓馬と馬の

障子に立ち又口どけのゆ、小北窓の納め主人小馬がこの障子停り  
建長遠内裏の時給ふの額前が控書有房給ふゆこころをいそり  
出しつゝせられり。蓋う彼の馬形の障子に金罽が書りたるゆ  
これきこみ秋戸の控書を管いん 勅定ありて其馬を停りたるゆ

てい小書 小北窓のゆ、小北窓の本よりとて傳へ傳の誅ありてそのゆ  
禁秘御鈔曰 屋上北上の戸は小北窓をみわり 主上は所より屋上  
に歩後せらるる南の又乃間ありて鬼の首ありてむむり 罽はむむり

めらめら 形の穴あり女房あり屋上の半は新なり  
う 形のゆ 徒然州曰 今の内裏造り出され有職の人く小北窓をう小北窓  
ゆのくも蹴ありとを既遷遷の日ちりありて又輝門院出らんとて雨院  
屋のゆ 形の穴はまありてちりなくしてありてとありてせられしゆ  
ありてありてちりハえりのゆを木ふてふちをせりて小北窓をう小北窓を

同鈔曰 校書屋のうゝゆは小北窓をみわりてすの細とては人  
小舎人なめは時ありて小北窓の外に南へむ歩ありて腋戸女友の戸とて女友  
是ハ小北窓をせら道也。其前小北窓をみわりてありてそのせられしゆ  
あり。其ハ小北窓をみわりてありてありてありてありてありてありてあり



小八馬形の倭子を二つ併い多て倭子にあらそ木をきてたさみそあり

○後涼殿 九間 後涼殿の北あり。此殿の西庇を御厨子所とす。

伊勢物語 伊勢物語 三十一 男後涼殿のたす後をワラケルをヤルヤルとあり人の  
法局よりいそれ竹公志のふくやいふとく出まるとりしれは持り  
續言今 といそれ竹あつた人といふとめとあふのああり後もあの人 業平

○弘徽殿 七間 後涼殿の北あり。三代實録曰元慶六年二月廿八日 天皇弘徽殿前於て  
禁祕御鈔曰 弘徽殿上御局ハ御行ナト有所也女御更衣可參上

○登花殿 七間 弘徽殿の北あり

己上六殿起于西南行于北西皆于午建之

○昭陽舎 五間 麗景殿の東あり。春宮の侍所なり。み梨壺とす。  
千五百条 梨ついの昔はわくはさつておかのうらんおほのらん人 宗長

○淑景舎 五間 宜陽殿の東あり。み桐壺とす。

○飛香舎 五間 後涼殿の乾あり。み藤壺とす。  
延喜御時飛香舎小て藤の宴あり

○凝花舎 五間 飛香舎の北あり。み梅壺とす。  
凝花舎の梅さつたをみとす

○龍芳舎 五間 凝花舎の北あり。み雷壺とす。  
雷神は壺不墜

○同北舎

古今 かくらん人情とてみねとてはく小孫とてはらん人えとては  
射恒



已上六舎起于南行于北卯酉建之此内凝花舎飛香舎不載弘仁九年勅文後代所造加之云云於本集出

○桂芳坊又樂所と伝 華芳坊桂芳坊の東あり

○蘭林坊北あり

○左掖門春興殿の南あり 東壁垣門と云ふ

○内衙門陳座あり

○崇明門障座の南面あり

○敷政門東向宜陽殿あり 内衙門より下東方へ

○仙華門南殿の乾あり

○神仙門殿上のあふあり 明義門より下西方へ

○右青瑣門神仙門の内あり

○右掖門安福殿の南あり 西壁垣門と云ふ

○恭禮門内衙門の北あり

○宣仁門西向宜陽殿の南あり

○明義門南殿の西面あり

○無名門右青瑣門の南あり 殿上の西南

○左青瑣門宜陽殿の東あり

○化徳門綾綺殿の北あり

禁中殿舎異名

○南殿紫宸殿 御後北庭の北庭

○中殿信涼殿

○内侍所温明殿

○御匣殿真觀殿

○陣座左近八日華門の内 右近八月華門の内

○共衛陣右ハ 陰明門 左ハ 建春門

○衛門陣右ハ 宜秋門

東庇 御膳宿北庭の西庇

○后町常寧殿の南あり

○弓場殿披書殿の東あり

○鳥曹司南殿の巽隅の外あり

○白馬陣春花門の南あり

○縫殿陣朔平門の北あり 北の陣と云ふ



○含耀門 東門をとりよ	○會昌門 應天門の内ふちあり 右内門とよ五間三戸	○興禮門 會昌門のふちあり 右廂門とよ	○章善門 西南の外門をとりよ 五間三戸	○盛化門 宣政門の南ふちあり 東右廂門とよ	○通陽門 宣政門の北ふちあり 東左廂門とよ	○廣義門 白虎樓のふちあり	○宣光門 蒼龍樓の北ふちあり	○壽成門 光範門の北ふちあり	○西華門 大極殿のふちあり 覆通廊の西の門	○章義門 興禮門の外ふちあり	○章徳門 會昌門の東ふちあり 左廂門とよ	○敬法門 章善門の南ふちあり 西左廂門とよ	○顯親門 章善門の北ふちあり 西右廂門とよ	○宣政門 東南の外門をとりよ 五間三戸	○永陽門 蒼龍樓のふちあり	○昭訓門 宣光門の南ふちあり	○光範門 白虎樓の北ふちあり	○東福門 大極殿の東ふちあり 覆通廊の東の門	○昭慶門 北面の外門をとりよ 九間三戸
----------------	--------------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------	-------------------	-------------------	-----------------------------	-------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------	------------------	-------------------	-------------------	------------------------------	---------------------------

○嘉喜門 昭慶門の東	○永福門 昭慶門の西	○豐樂院 八省院の おほあり	○清暑堂 豊樂殿の北ふちあり 大嘗會五等書 所と松林抄出	○頭陽堂 豊禾屋の東ふちあり 十九間	○承觀堂 豊禾屋の西ふちあり 十九間 名勝志不永觀 と書ハ誤り	○觀徳堂 頭陽堂の南にあり 十九間	○豐樂院 天子宴會所とよ は所とて觀射の故 射場殿とよ	○豐樂殿 豊樂院の正殿あり 北の中央にあり	○清暑堂 豊樂殿の北ふちあり 大嘗會五等書 所と松林抄出	○頭陽堂 豊禾屋の東ふちあり 十九間	○承觀堂 豊禾屋の西ふちあり 十九間 名勝志不永觀 と書ハ誤り	○觀徳堂 頭陽堂の南にあり 十九間
---------------	---------------	----------------------	---------------------------------------	--------------------------	--	-------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------------	--------------------------	--	-------------------------

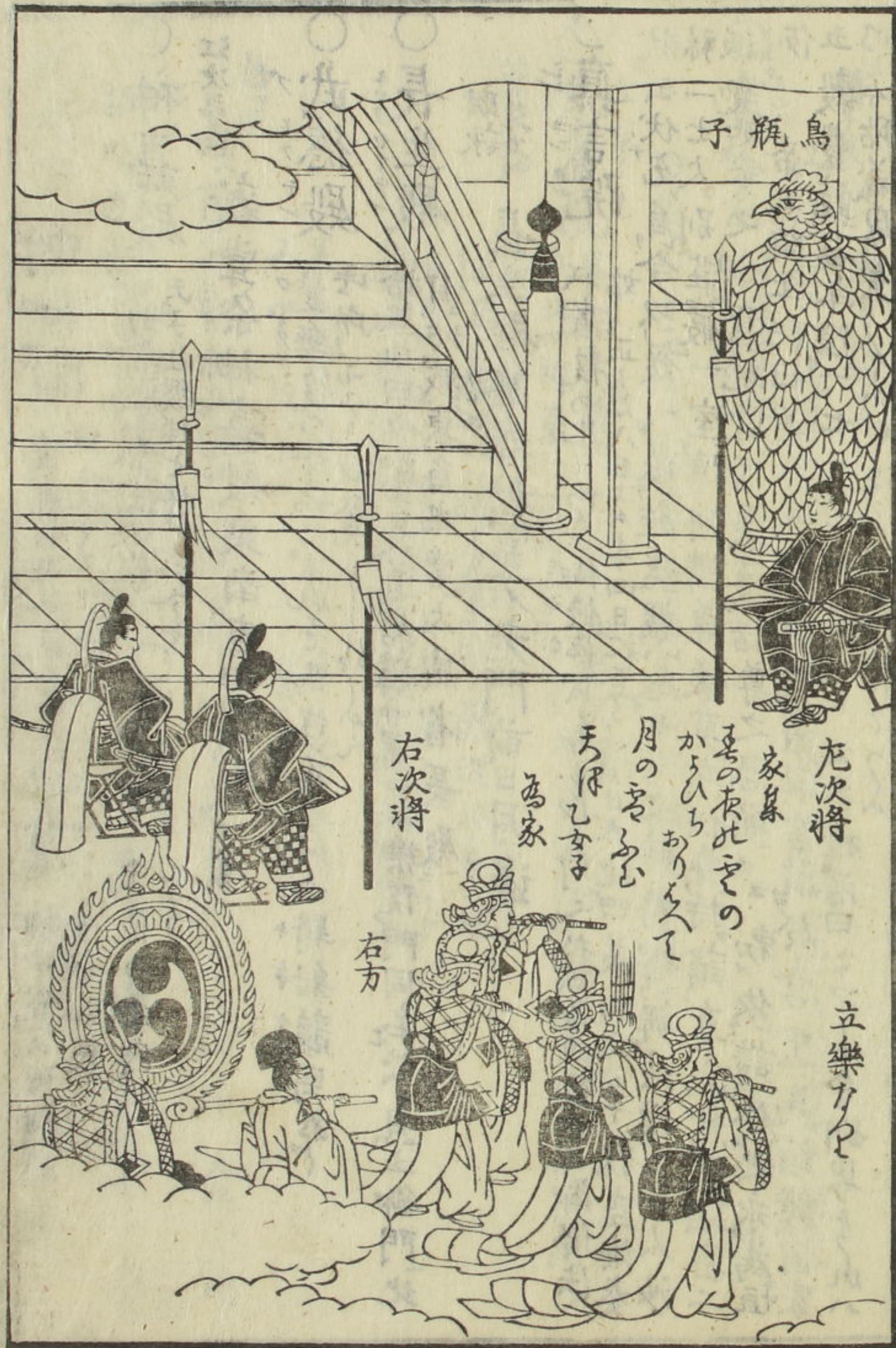
拾芥抄曰 己上載弘仁勅文

拾芥抄小馬場と書  
中屋と書ハ共ふ非ぬん

○明儀堂 兼觀堂の南より右内堂より  
 十九間  
 ○延中央堂 儀鸞門の外にあり外東堂より  
 九間  
 ○招俊堂 同 門の外にあり外西堂より  
 九間  
 ○東花堂 清暑堂の東にあり  
 ○西花堂 同 堂の西にあり  
 ○栖霞樓 正殿の東北にあり  
 二階五間  
 ○霽月景樓 正殿の西北にあり  
 二階五間  
 ○豊樂門 南面の正門あり  
 五間三戸  
 ○禮成門 豊和門の東にあり  
 左廂門より  
 ○延明門 東面外の大門口  
 三間  
 ○崇賢門 豊和門の西にあり  
 右廂門より

上十四

○陽祿門 延明門の北にあり  
 北廂門より  
 ○萬秋門 西面外の大門口  
 本延秋門あり  
 ○福禮門 延秋門の北にあり  
 北廂門より  
 ○儀鸞門 豊樂殿南面の中門  
 儀鸞門の東にあり  
 ○高陽門 儀鸞門の東にあり  
 東廊より  
 ○開明門 舍利門の南にあり  
 東通門より  
 ○青綺門 正殿の東にあり  
 閣通門より  
 ○逢春門 青修門の東にあり  
 東廊の通路  
 ○不老門 北面外大門口より北方は一門許あり額あり  
 五間三戸  
 ○舍利門 延明門の南にあり  
 南廂門より於茲は舍利と非ん  
 ○立徳門 延秋門の北にあり  
 南廂門より  
 ○嘉樂門 儀鸞門の西にあり  
 西廊より  
 ○陽徳門 立徳門の南にあり  
 西通門より  
 ○白綺門 正殿の西にあり  
 閣通門より  
 ○承秋門 白修門の西にあり  
 西廊の通路  
 末  
 寺婦人老を魚門をくせり身は此のまむとらん  
 少院入道  
 二不親王



中和院

禁裏の西北方なり。江次第曰 神今食成時御腰輿。中和院

神嘉殿

中院の正殿。天子社稷神と祀す。○中和門 中院の南門

新嘗祭神嘉殿東南有回間屋

武德殿

豐樂院の北より。馬場屋より。騎射競馬也。

長生殿

拾芥抄曰以納言入道結構中畧豐樂院門同名。故自土御門北。自坊城東角也。當大藏省長殿。

長生殿裏春秋富不老門前日月遲

真言院

八省院の北より。御儀は。於拾芥曰後七日御修法。始。正月八日より十四日に至。續日本紀曰。兼和元年。秋。空海奏。狀云。伏乞。自今以後。依經法講經。七日之時。將擇解法僧。二七人。沙。彌。契。和。來。之。本。意。現。當。福。聚。獲。諸。尊。之。悲。願。云。初。依。請。修。之。永。為。恒。例。帝。王。編。年。記。曰。兼。和。元。甲。寅。始。置。真。言。院。於。宮。中。為。鎮。護。國。家。五。穀。豐。饒。每。年。限。二。七。日。被。修。法。云。云。公。事。根。源。曰。云。云。令。別。史。云。云。ハ。以。年。昭。海。原。年。く。小。治。り。く。修。せ。り。云。云。

續子載

真言院の花は法決し

宴松原

恒陽殿の北より

○足方己下皇城の外洛陽長安此諸院あり

朱雀院

長安朱雀西三條南四條北。日條後院。彌次累代の仙院あり

閑居屬於誰人紫宸殿之本主也

秋水見於何處朱雀院之新家也

朱雀院の儀は。此。あり。法。決。し。と。近。史。を。在。の。か。り。云。云。み。ま。も。り。云。云。お。は。あ。く。若。を。ぞ。ひ。ひ。そ。く。

後撰

神泉苑

洛陽大宮西二条南三條北。天子遊覽。御殿あり。乾臨閣と。い。ま。さ。う。れ。系。は。あ。け。け。を。極。花。人。は。そ。あ。や。ま。さ。の。ん。を。ぞ。ひ。ひ。大。將。所。所。

乾臨閣

と。い。ま。さ。う。れ。系。は。あ。け。け。を。極。花。人。は。そ。あ。や。ま。さ。の。ん。を。ぞ。ひ。ひ。大。將。所。所。

手巾の神 子早振神の泉此の如くや花をみゆたのちめたり 宗時

○大學寮 二条京南二条坊門北神泉苑西 北所ハ唐の國子監ニ准シテ也。 南都の御學問所也。遠近の諸生に食料ヲ新嘗ハ

天子より賜ふ寮の内ハ東西ニ曹アリ。東曹ハ官丞相天神の御流イ 西曹ハ大紅維時の流イ也。職原鈔曰大學寮西道儒士出身の處

和漢最重職たり。紀傳明經明法算道を四道トシ又當寮に先聖先師 九哲安至一春秋二仲ノ釋奠及東西ニ曹ハ菅江の二家共曹主たり。諸氏

出身の儒道皆ハ二家ノ訪ふ而已寮の頭ハ儒中の撰之當寮の司官ハ大學頭トシ 唐名 助推允大小博士一人 唐名大學博士 助教二人 直講二人 音博士

國子監 二人 唐名大學博士 助教二人 直講二人 音博士 二人 音韻儒書博士二人 明法博士二人 律學博士二人 音博士 學生四百人

上七

文章生 九人 得業生 十人 生 三十人 云 延喜式曰大學寮の博士に 夏冬時服を給ふ云々ハ日本の國々に學問所あり。博士醫 師各一人。其學生大國ハ五十人上國四十人中國三十人下國二十人ハ之。醫生、

五分の四不定ハ醫生大國四十人上國三十二人 大學寮に春秋二仲ノ釋奠あり。毎年二月八月上丁日先聖先師以象 從九哲を祀ル本朝釋奠の始ハ 文武天皇大寶元年二月丁

己日初より也。其後 光仁天皇寶龜三年の比右大臣吉備公釋奠 具儀執言不依テ禮典器物等嚴重ハ固色一ハハ續日本紀ハ是也。

本朝釋奠の式享日未明五刻ハ郊社令其屬乃ハ庶司ハ率テ先聖此 神座を廟室の内中楹の間ハ設ク先師顔子を首座トシ。國子寮より

本朝釋奠先聖先師九哲圖

冉有	仲弓	冉宰	閔子騫	先師	先聖	李路	宰我	子貢	子游	子夏
----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----

園韓神鎮座并小春の節又當日當れ三牲兔等以止らん五寸以上の鯉鮒五十隻をとりしらる。三牲其外魚は豚等と六衛府より進む。陳設の品々執事の負教何れ延喜式不詳なり。

以下冉有を以て併し四座とし。文宣王の東に設く西と上座を設く。又季路より已下子夏までの五座は文宣王の西に設く東に上座を併し十一座何れも南に向ふ。其牲は三牲を免あり。三牲は各加臘醢醢。中華して三牲とす。六牛羊豕あり。本朝より如此替用ひらる。又二仲の丁日

上元八

釋奠禮記文王世子篇云凡始立學者必釋奠于先聖先師。註曰周公

○大子寮の四祀ハ三系の神泉北町の西へけた荒廢の後寛永年中遷んで大樹より酒井彦平賜て諸侯第あり。或曰其地を大子寮と銘を鑄する名手水鉢あり後世何名へ移らん今あり

○勸學院 三系の北土生通の西 初々所ハ藤左大臣冬嗣公の館舎あり。方々町あり

○厥后學校 藤原氏公卿此學向所とす。同氏の内辨官の人を以て別當とす。今旧趾ハ四條大宮の東菴森とす。後世考及とす。境内小春日社存在あり

○辨學院 勸學院の東方一町 此所ハ源氏公卿の學向所あり。在原行平卿上奏ふる所とす。遺宮あり。源氏長者公卿並ニ辨別當あり。又學子頭年舉あり

○弘文院 舊趾 此所ハ和氣氏の學向所なり。初ハ和氣清磨



上奏ふも川に遺立りし所也

○淳和院 長安西條の西へ旧趾ハ 初メ大長上皇帝 淳和 離宮宮のひて仙院に

ありを西院と号す。或曰橋太后宮也。其後原氏の字向所より別當あり

○學館院 長安三条の南大宮東 此所ハ橋氏の學向所也。初メ嵯峨

御后檀林皇后橋氏にて殊ホ秀才ハ備へくは御舎の右大臣

氏公卿と相議しひて此池を造立せり。かの卿右大臣も當院此

別當ハ兼帶し橋氏長者と稱す

○穀倉院 長安二條南朱雀西東西 畿内共外諸國の銅錢無主の位職

田及び没官田太宰の稻等の諸庄物ハ納所なり。大同二年ハ

當院改造す

○施藥院 洛陽九条坊の南西回院の東ニ 爲院ハ藤原氏の初先上奏

ふりし諸國此藥持公收受。病者ハ善ハ老衰して各摠輩

又ハ孤獨等ハ此所不於て保育あり

○悲田院 鴨川の西北畔ニ 此所ハ施藥院の別所也。延喜式曰京中路邊此

病者孤子ハ九箇の條令以仰て其具也。所遇ふ所便不隨ひかる。次

施藥院及び東西の悲田院ハ捨ひ違ふ

○左京職 洛陽三条坊の南朱雀通の 右京職 長安三条坊の南朱雀通

職員令曰京師戶口の名籍或ハ百姓ハ字書し。所部ハ糾察し存

義を貢舉し。田宅ハ雜徭し。良賤の訖訟市厘の度量倉庫此

租調兵士の器仗道橋の過所。闡遺の雜物僧尼の名籍等の事ハ

掌は職なり云云

○**鴻臚館** 朱雀の東七條坊門の南に東鴻臚館あり。原氏に海抄曰く都北

より先玄蕃寮に置。弘仁以來東鴻臚館を空海に賜ひて東寺

に。西鴻臚館は守敏に賜ひて西寺なり。其後七條の北朱雀の東西に兩鴻

臚館を造立あり。云々所ハ異國より来朝の賓客は止在りて

卿食應の官署なり。其れは玄蕃寮と號し。司官は玄蕃頭と

號す。唐名 名義ハ中國及び新羅百濟高麗より来朝の音趣は

天子へ奏し公廡なり。漢書曰四方蠻夷は皆天子を大鴻臚とす。

劉熙曰鴻臚大なり。臚ハ陳へ大禮を以て賓客は序陳せんと。一説

六鴻ハ有なり。臚ハ鴻の聲と云。其の出は師の腸の上のぬれなり。

有らちれを臚といふ。異國の通事なるは故に互に聲を相傳ふる事ハ  
鴻の臚よりなるの通事なり。如く一と喻を以て付し名ハ

朗詠集

於鴻臚館餞北客

前途程遠馳思於鳳山之暮云  
後會期遠霜纓於鴻臚之曉淚

後江相公

○**羅城門** 平安城外郭南面の正門なり。朱雀通。通云九條大路。今四塚

礎石遺れり。今至り。小なり。其南ハ往還道あり。名羽の傳り。久

我暇を往り山崎の園所。今云。山崎の園所。今云。山崎の園所。今云。

俗ハ唐街道と云。今云。世接向明神は行て。山崎の園所。今云。

喉口。日本紀曰。天武天皇紀八年十一月難波都築羅城云。羅城と云。

名義ハ三代實録拾芥鈔にも其説詳なり。羅城とは總曲輪の

號<sup>十</sup>へ通鑑曰唐懿宗紀不移時克羅城胡三省の註云羅城は外の大城ニ  
 又唐書高祖本紀曰築京師羅郭起觀九門云朝鮮訓蒙字會曰  
 稱外郭乎羅城又羅城を二の九と譯と外郭の番兵は羅來と云  
 羅絡の義ありは諸説を羅城の訛諦あり京城總郭は  
 門と云ふ事あり

京のあり稱し終

